

## 指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

## 1 施設の概要

(1) 名称	米子市児童文化センター
(2) 所在地	米子市西町133番地(湊山公園内)
(3) 構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造り 地上3階建て
(4) 敷地面積	8,094.79平方メートル
(5) 建築面積	2,248.95平方メートル
(6) 開館日	昭和58年3月1日
(7) 主な施設内容	多目的ホール(376.47㎡)、研修室(114.50㎡)、図書室、プラネタリウム室(定員85名)、第1クラブ室、第2クラブ室、第3クラブ室、天体観測室、事務室 プラネタリウム投影設備(一式)、図書システム(一式)、電子顕微鏡(一式)、移動図書館車(1台)、照明設備(一式)、音響設備(一式)、駐車場(70台)、みなとやまプレーパーク(附属施設、機材一式)
(8) 施設の設置目的(総合計画との関連性等)	児童文化センターは、児童の健全な育成を図ることを目的として設置しており、プラネタリウムや児童図書事業、遊びを通じた体験活動や文化活動などを行っている。市の総合計画「第2次米子市まちづくりビジョン」では、「児童・青少年の健全育成」のための主な取組「体験・交流活動の充実」について、「センターの利用促進」を主な施策として位置づけている。
(9) 施設の現状	児童文化センターでは、児童に遊びを通じた体験活動の場を企画・提供するとともに、プラネタリウムやクラブ活動など文化・科学的活動を実施し、児童の健全な育成の推進に努めている。また、子どもたちの多種多様な関心に応えるため、センターだけでは行えない様々な事業について各種団体と連携して実施するとともに、子どもたちを指導できる人材の育成や、各種事業にボランティアが積極的に参加できる体制作りに努めている。
(10) 施設の運営状況(令和6年度)の概要	ア 使用許可件数 16,638件 イ 利用者数 160,814人 ウ 使用料収入額 2,028千円 (プラネタリウム観覧料、施設使用料)

(申請 10)

	エ 主な自主事業 プラネタリウム上映、天体観測会、電子顕微鏡、クラブ活動、 児童図書室、プレーパーク、ボランティア事業 オ 管理運営費（支出額の合計） 81,294 千円 （うち指定管理料 72,575 千円）
--	---

## 2 制度適用方法

### (1) 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日（5 年間）

### (2) 業務の範囲及び管理の基準（主なもの）

ア 施設等の維持管理

イ 施設等の利用の許可

- ・指定管理者は、市長の承認を受けて、開館時間及び休館日の変更が可能
- ・指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・利用料金制度を採用（利用料金は、指定管理者が条例に規定する使用料等の金額の範囲内において、市長の承認を受けて定め、利用者から徴収。利用料金は、指定管理者の収入として収受）

ウ 利用の促進

エ 自主事業の企画及び実施

- ・事業の内容は、あらかじめ市と協議

### (3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、施設には、統括責任者として館長 1 人を、これを補佐する者として副館長 1 人を置く。

### (4) 市が直接行う業務

ア 市に専属的に付与された行政処分（目的外使用の許可など）

イ 米子市児童文化センター運営委員会の開催

### (5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料及び自主事業の収入によって賄う。

### (6) その他の条件

ア 指定管理者は、一般財団法人米子市文化財団の職員の採用及び労働条件の維持に配慮

イ 指定管理者は、利用者で構成する団体その他関係団体と連携協力